

託送供給等約款の認可申請について

平成27年9月
中部電力株式会社

資料目次

1. 託送供給等約款の認可申請について	P2
2. 託送料金原価について	P3
【参考】託送料金原価の特定フロー	P4
3. 申請した託送料金原価について	P5
4. 事業報酬率について	P6
5. 調整力コストの概要について	P7～9
6. 発電・送配電の再整理の概要について	P10
7. 送配電・小売の再整理の概要について	P11～12
8. 低圧託送供給料金メニューの構成と料金制	P13
9. 新たに設定した低圧託送供給料金	P14～16
10. 高圧・特別高圧の託送供給料金	P17～18
【参考】低圧小売料金における託送料金の水準	P19
11. 近接性評価割引制度の見直し	P20～22
12. インバランス料金制度の見直し	P23

1. 託送供給等約款の認可申請について

- 電力システム改革の第2段階として、小売参入の全面自由化を行うとともに、安定供給を確保するための措置、および需要家保護を図るための措置等を実施するため、電気事業法の一部が改正されました。
- これに併せて、第2弾改正電気事業法附則第9条第1項において、一般電気事業者は、託送供給等約款を定め経済産業大臣の認可申請を行わなければならないとされており、政令において申請の期限が平成27年7月31日と定められているため、当社は託送供給等約款の認可申請を行いました。

◆ 託送供給等約款の認可申請の概要

項目	内容
1. 低圧供給向け託送料金の新設	電力小売全面自由化に伴い、低圧で電気の供給を受けるお客さまも自由化の対象となることから、新たに低圧供給向け託送料金を設定いたしました。
2. 高圧・特別高圧供給向け託送料金の見直し	託送料金原価における事業報酬率を現行の2.9%から1.9%に引き下げる一方、電気の周波数維持や需給バランスの調整に係るコストを追加するなどにより、高圧・特別高圧供給向け託送料金の見直しを行いました。
3. 近接性評価割引制度の見直し	現行の近接性評価割引について、低圧電源を対象に追加するとともに、割引対象とする地域および割引単価の見直しを行いました。
4. インバランス料金の見直し	インバランス料金について、所定の料金単価を使用する現行の仕組みから、卸電力取引所の市場価格に連動する仕組み(市場価格を基準に全国の需給状況や各エリアの調整コストを考慮して単価を増減する)へ見直しました。

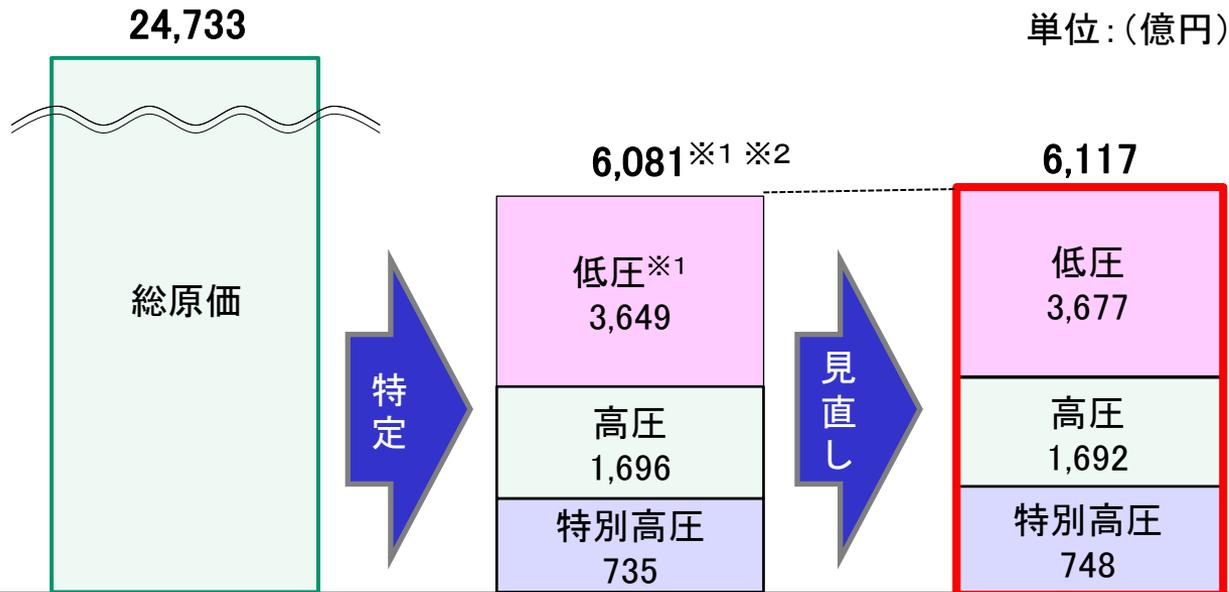
2. 託送料金原価について

- 当社は、東日本大震災以降、原価の洗い替えを伴う供給約款料金の認可を受けており、現在の供給約款料金の総原価の適正性が確認されていることなどから、国の審議会である第7回制度設計ワーキンググループ（平成26年7月30日）での整理内容および新たな省令※等に基づき、現行の総原価から託送料金原価を特定しました。
- なお、ライセンス制の導入等を踏まえ、以下の4つの項目を反映しました。

- ① 送配電部門に係る事業報酬率の見直し
- ② 周波数制御や需給調整に係る調整力コストの範囲の見直し
- ③ 水力・火力発電所における送配電部門に必要な設備の再整理
- ④ 送配電部門と小売部門が一体で行っている業務の再整理

※ 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等料金の算定に関する省令（以下同様）

平成26年度5月（改定）託送料金原価と今回申請原価の比較



平成26年度5月（改定）
供給約款料金 総原価

平成26年度5月（改定）
託送料金原価

今回申請
託送料金原価

◆原価算定の前提諸元（今回申請）

原価算定期間	H26～ H28年度
販売電力量（流通対応需要）（億kWh）	1,283
事業報酬率（%）	1.9

※1 低圧託送原価は、新規設定であり、平成26年度5月改定託送料金原価における低圧原価については試算値となります。

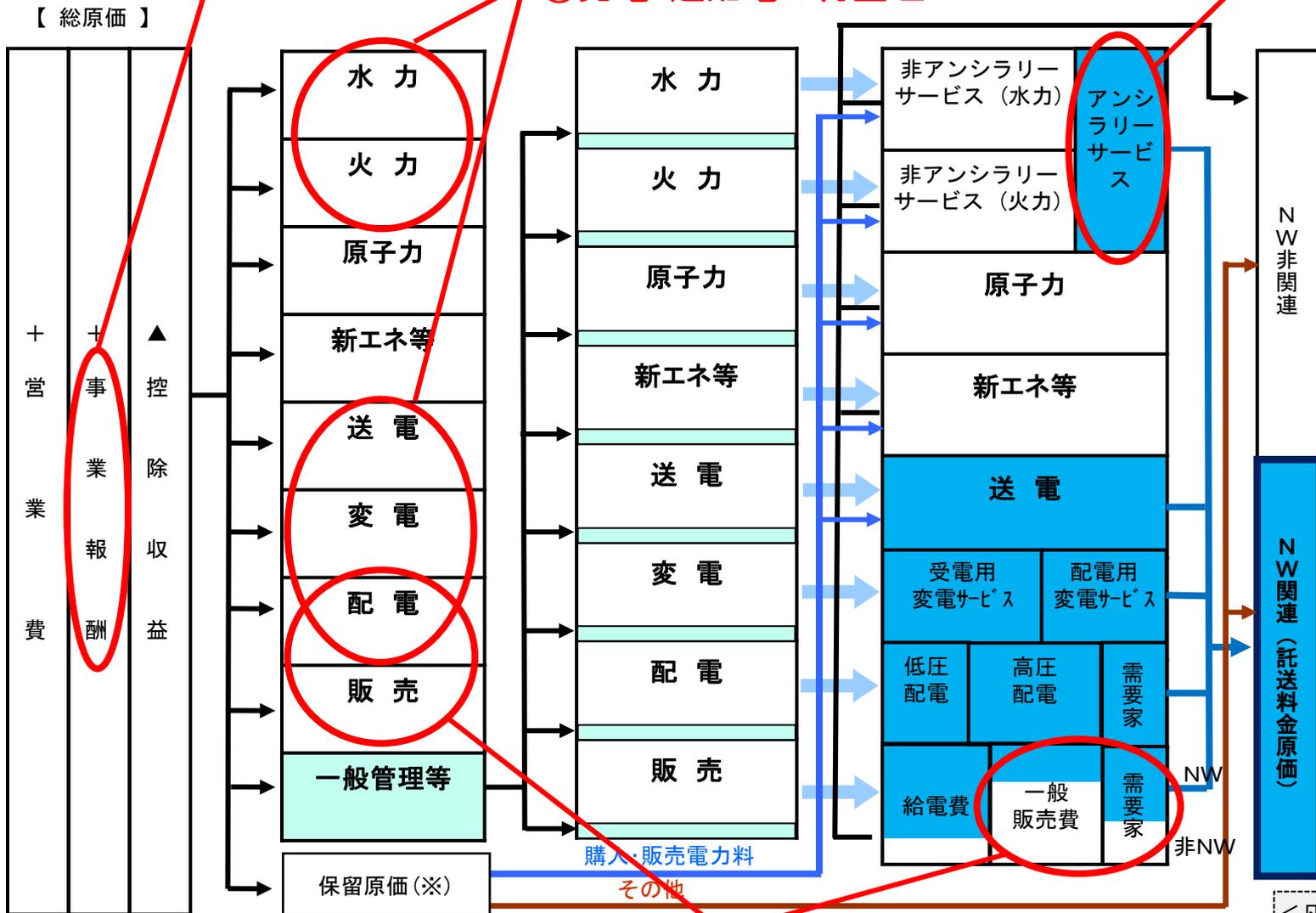
※2 四捨五入の関係で、合計等が一致しないことがあります。（以降のページも同様）

【参考】託送料金原価の特定フロー

① 事業報酬率の見直し

③ 発電・送配電の再整理

② 調整コストの見直し



④ 送配電・小売の再整理

※保留原価：再処理等既発電費，購入・販売電力料，電源開発促進税，事業税，電力費振替勘定，遅収加算料金，託送収益，事業者間精算収益，電気事業雑収益，預金利息

3. 申請した託送料金原価について

- 新たな省令等に基づき、託送料金原価における事業報酬率を引き下げる一方、電気の周波数維持や需給バランスの調整に係るコストを追加することなどにより、託送料金原価の見直しを行いました。
- その結果、特別高圧・高圧供給向けの平均単価は、それぞれ、1kWhあたり1.87円、3.56円となり、また新たに設定する低圧供給向けの平均単価は9.03円となります。

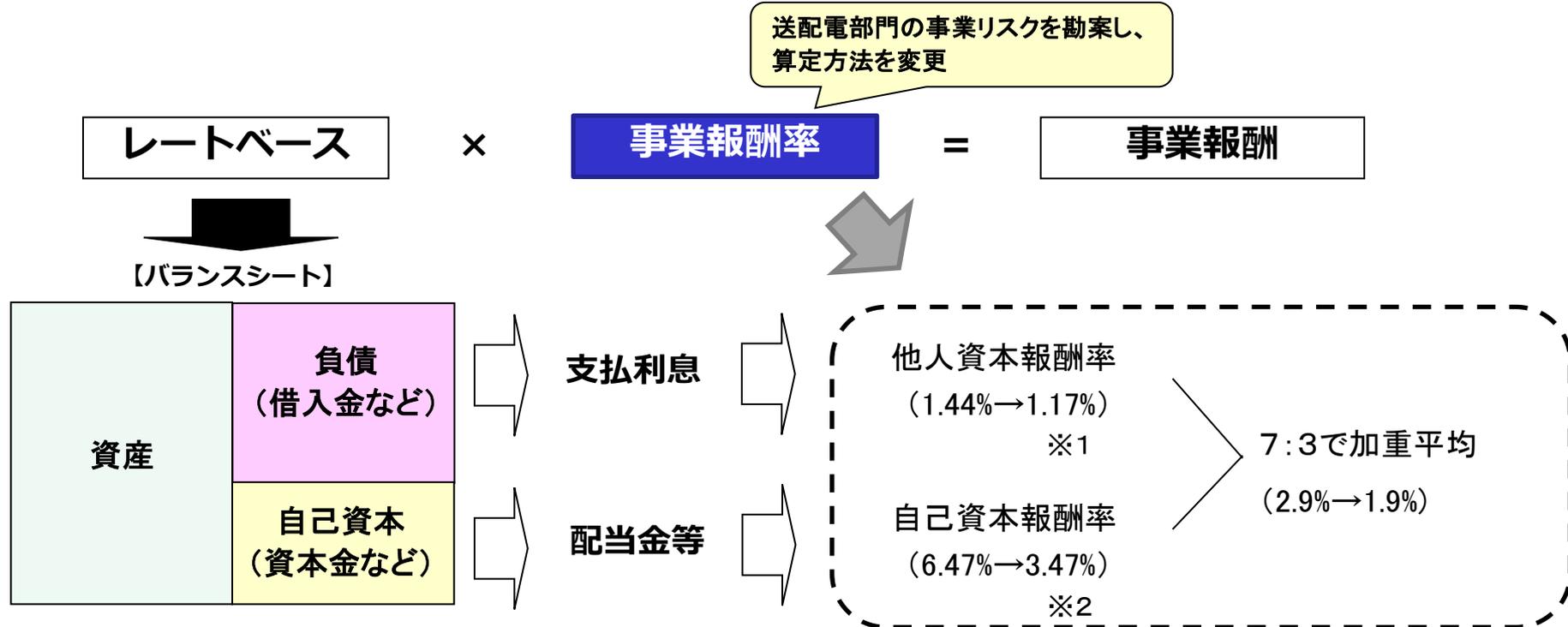
◆申請した託送料金原価の項目別影響額

		特 高		高 圧		低 圧		合 計	
		原 価 (億円)	単 価 (円/kWh)						
現行託送料金原価		735	1.84	1,696	3.56	3,649	8.97	6,081	4.74
反映項目	①事業報酬率の見直し	▲28	▲0.07	▲64	▲0.13	▲114	▲0.28	▲205	▲0.16
	②調整力コストの見直し	34	0.08	44	0.09	40	0.10	118	0.09
	③発電・送配電の再整理	2	0.00	4	0.01	4	0.01	10	0.01
	④送配電・小売の再整理	4	0.01	12	0.03	97	0.24	113	0.09
合 計		12	0.03	▲4	0.00	27	0.06	35	0.03
申請託送料金原価		748	1.87	1,692	3.56	3,677	9.03	6,117	4.77
流通対応需要		400億kWh		476億kWh		407億kWh		1,283億kWh	

※現行託送料金原価は、低圧配電費を含んだ値となります。

4. 事業報酬率について

- 新たな省令等に基づき、一般送配電事業等に係る事業報酬率を再算定した結果、現行の2.9%から1.9%に変更し、託送料金原価に反映しました。



※1 公社債利回り0.86% + 電力リスクプレミアム0.31%
 [H22～H26年度平均] [H18～H22年度平均(震災前5年)]

※2

	ウェイト	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	平均
公社債利回り	59%	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	—
全産業自己資本利益率 (一般電気事業者除き)	41%(β 値)	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.95	9.35	—
自己資本報酬率		4.46	2.84	2.79	3.55	3.05	3.33	4.25	3.47

β 値: 株価指数に対する個々の企業の株価の感応度で、企業の相対的リスクの大きさを表す値。(前回0.96→今回0.41)

5. 調整コストの概要について ①

- 電力システム改革の議論や新たな省令等に基づき、一般送配電事業に必要な調整コストとして、周波数制御・需給バランス調整、電圧調整やブラックスタートに係る費用を発電費から特定し、託送料金原価に反映しました。

◆一般送配電事業者が発電事業者から機能の提供を受ける業務

	業務
周波数制御・ 需給バランス調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瞬時の需給変動に伴う周波数変動に対する調整力を確保し、周波数を一定範囲に制御 ・ 電源トラブルや需要増加(減少)に応じた発電機の出力調整
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄エリアの系統信頼度を維持するために行う業務 潮流調整、電圧調整、系統保安ポンプアップ、ブラックスタート

◆調整コストの託送原価への反映

	現行	今回	
周波数制御・ 需給バランス調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数制御機能等を有する水力・火力設備の固定費×出力調整幅相当(最大需要の5%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数制御機能等を有する水力・火力設備の固定費×出力調整幅相当(最大需要の7%) ・ 調整力の供出を求めることで生じる発電計画の調整による部分負荷運転等に伴う増分費用(燃料費) 	
その他	潮流調整	—	・ 過去実績より持替電源の特定が困難であったため反映せず
	電圧調整	—	・ 電圧調整を目的に、系統や需要の状況などに応じて、発電機の調相運転により発生する増分費用(燃料費)
	系統保安 ポンプアップ	—	・ 過去3カ年(H24～H26)に実績がなかったため反映せず
	ブラックスタート	—	・ 停電時に他から電気の供給を受けることなく自力で発電(ブラックスタート)するために必要な設備に係る減価償却費、事業報酬

5. 調整コストの概要について ②

- 今回再算定した託送料金原価における、調整コストの影響額は以下のとおりです。

◆調整コストの託送料金原価への反映

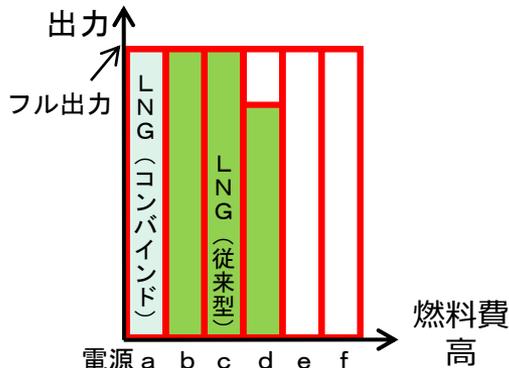
(億円、円/kWh)

	現行	今回	影響額	
			原価 (今回－現行)	単価
周波数制御・需給バランス調整				
A 固定費	124	163	+38	+0.03
B 部分負荷運転等に伴う増分費用	-	67	+67	+0.05
その他				
C 電圧調整	-	少	少	+0.00
D ブラックスタート	-	少	少	+0.00
計	124	231	+106	+0.08

※影響額については、事業報酬率の見直し等の影響により、5ページに記載の額と一致しません。

【B:部分負荷運転等に伴う増分費用のイメージ】

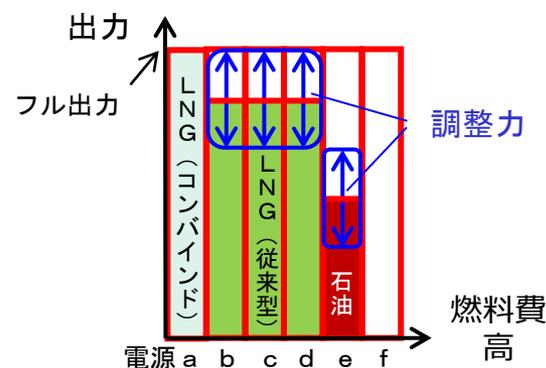
[最経済運用を追求した発電計画]



調整力確保のための
計画調整
(増分費用発生)

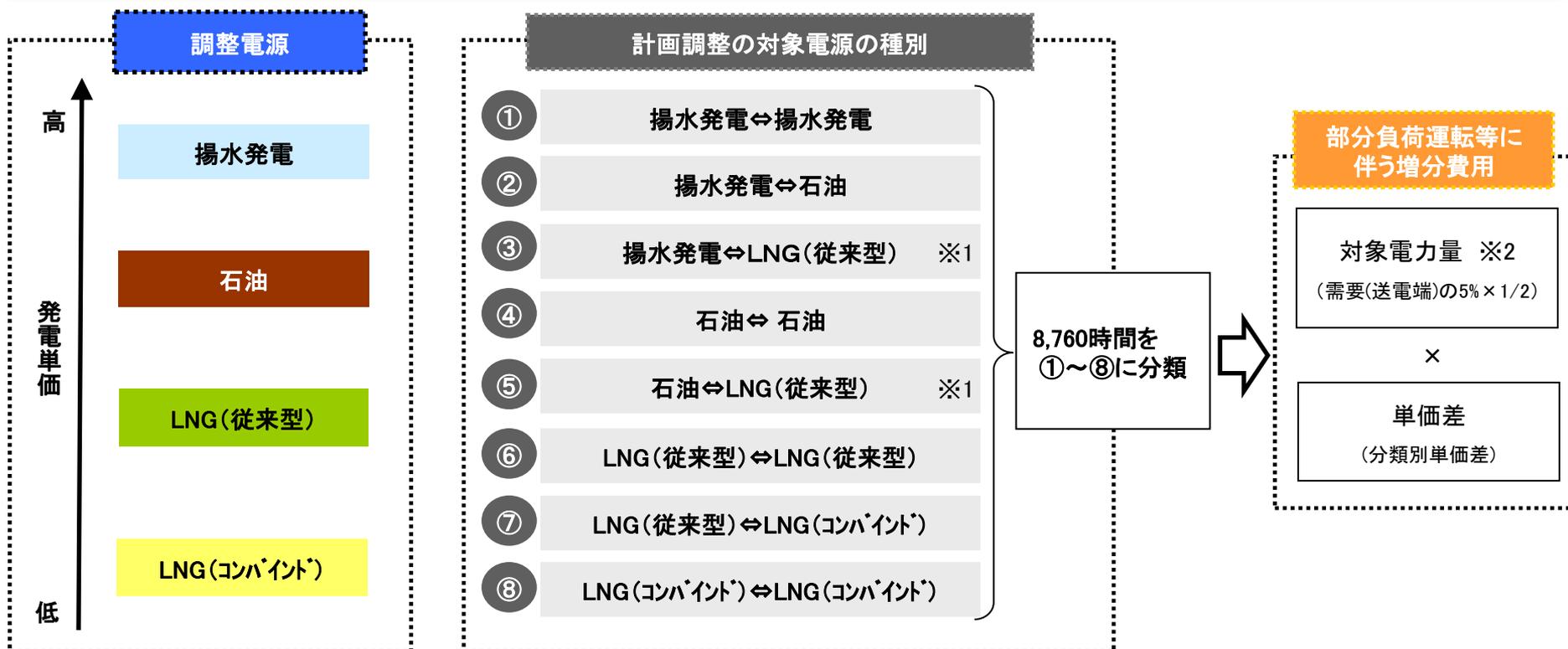


[調整力確保のために調整した発電計画(実績)]



5. 調整コストの概要について ③(部分負荷運転等に伴う増分費用の算定)

- 発電計画の調整による部分負荷運転等を、発電事業者に求めることに伴う増分費用(燃料費)について、新たに託送料金原価に反映しております。
- 具体的には、平成24～26年度の発電実績に基づき、発電計画の調整対象となる電源種別(下記①～⑧)ごとに、計画調整の対象時間、電力量を特定し、計画調整を行った燃種間の単価差を乗じて算定した費用を、部分負荷運転等に伴う増分費用として託送料金原価に反映しております。



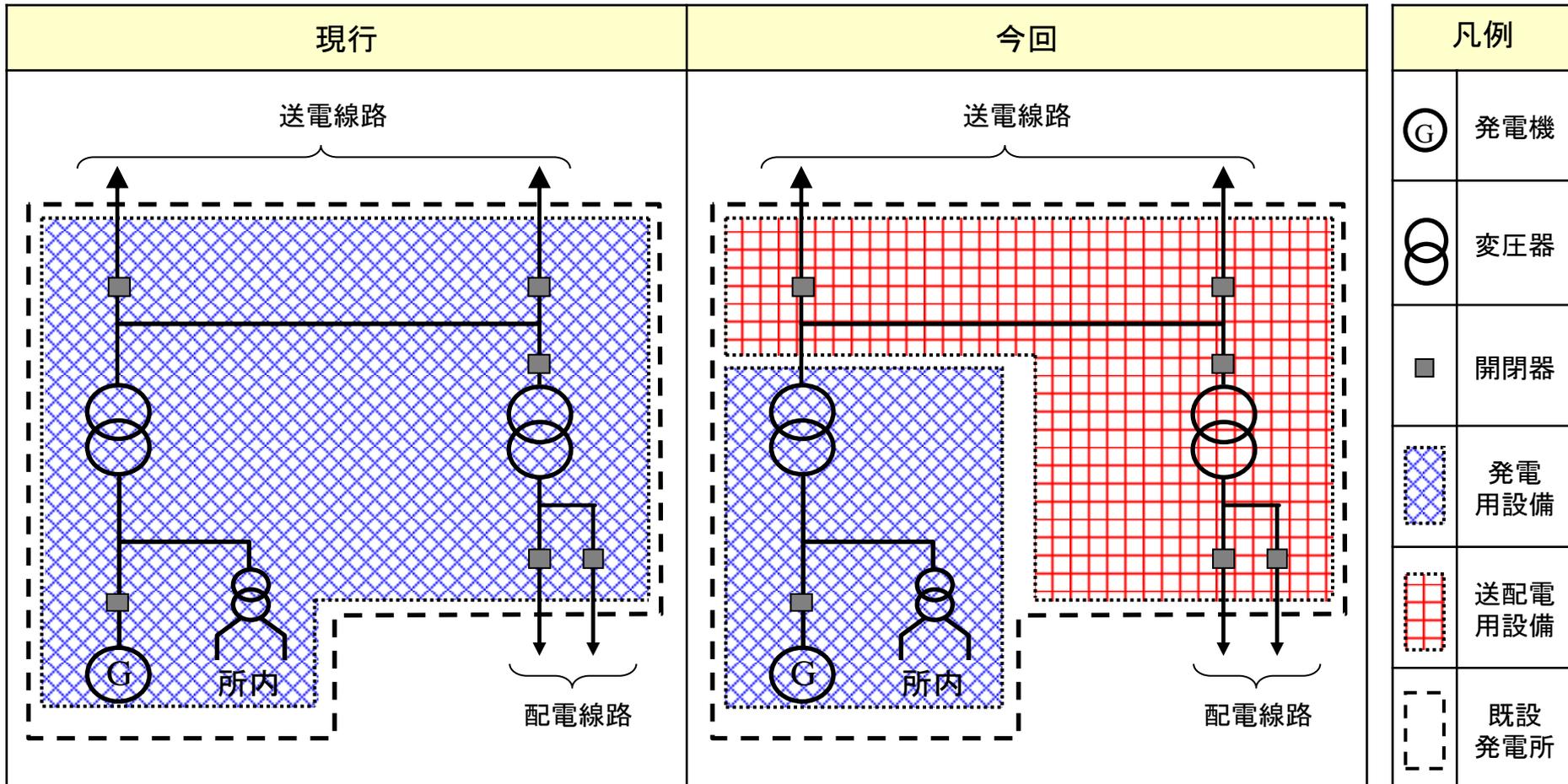
※1: 当社は火力設備のうちLNG火力の比率が大きいいため、多くの時間帯において、LNG火力で調整力を確保しています。
LNG(従来型)で調整力を確保できない場合、トータルの調整力コストを考慮し石油または揚水発電で調整力を確保しています。

※2: 需給運用においては、小売電気事業者が自らの需給のために確保する予備力を、一般送配電事業者が調整力として活用できる場合があるため、対象電力量の特定にあたり、需給運用の実績等から、エリア需給に必要な調整力5%を確保するための調整量に「1/2」を乗じております。

6. 発電・送配電の再整理の概要について

- 水力・火力発電所のうち、送配電機能を有する水力・火力発電所について、ライセンス制導入以降における送配電部門のより一層の公平性・中立性を確保する観点から、送配電事業の用に供する設備に係る減価償却費・事業報酬を託送料金原価に反映しました。
- 対象となる発電所は、水力発電所が89箇所、火力発電所が2箇所となります。

◆ 発電所における送配電用設備の区分事例



7. 送配電・小売の再整理の概要について ①

- 営業部門では、お客さまの利便性や業務効率化を踏まえ、同一の組織・要員で送配電(配電)・小売(営業)双方の業務を行ってきました。
- これまでの料金算定規則においては、販売部門で行っている業務のうち、検針・集金・調定(電気料金計算)にかかる費用は送配電コスト(需要家費)として整理し、それ以外の費用については、小売コスト(一般販売費)として整理するよう定められておりました。

現行の供給約款の料金原価の整理

営業所 等

【営業部門の業務イメージ】

営業課 等



- 契約受付
- 既契約管理
- 停電対応
- 電話受付

料金課



- 検針
- 集金
- 電気料金計算

<凡例> 送配電コスト 小売コスト

営業所 等

契約受付	工事受付、契約審査 工事工程の管理、負担金の算定・収納
既契約管理	廃止中管理、契約是正、料金コンサル等
停電対応	停電の周知、停電割引処理、 公衆事故防止PR
電話受付	屋内停電・漏電、引越し、その他のお 申し出、料金お支払いのお問い合わせ
検針	計器指示数確認、ご使用量のお知らせ投函
集金	料金収納、お支払いのお願い、 供給停止の通知・施工
電気料金計算	電気料金計算

7. 送配電・小売の再整理の概要について ②

- 今回申請した託送料金原価における販売費の送配電コストと小売コストを区分する具体的なイメージは以下のとおりです。
- 契約受付等の一部を新たに送配電コストと整理するとともに、これまで託送料金原価に反映されていた検針・集金・電気料金計算の一部を小売コストと整理しました。

【現行の供給約款の料金原価の整理】

【今回申請した託送料金原価の整理】

<影響単価>
(円/kWh)

営業所等	
契約受付	工事受付、契約審査 工事工程の管理、負担金の算定・収納
既契約管理	廃止中管理、契約是正、料金コンサル等
停電対応	停電の周知、停電割引処理、 公衆事故防止PR
電話受付	屋内停電・漏電、引越し、その他のお 申し出、料金お支払いのお問い合わせ
検針	計器指示数確認、ご使用量のお知らせ投函
集金	料金収納、お支払いのお願い、 供給停止の通知・施工
電気料金計算	電気料金計算

営業所等		影響単価 (円/kWh)			
契約受付	<table border="1"> <tr> <td>工事工程の管理</td> <td>負担金の算定・収納</td> <td>工事受付 契約審査</td> </tr> </table>		工事工程の管理	負担金の算定・収納	工事受付 契約審査
工事工程の管理	負担金の算定・収納	工事受付 契約審査			
既契約管理	<table border="1"> <tr> <td>廃止中管理</td> <td>契約是正</td> <td>料金コンサル等</td> </tr> </table>	廃止中管理	契約是正	料金コンサル等	+0.06
廃止中管理	契約是正	料金コンサル等			
停電対応	停電の周知、停電割引処理、 公衆事故防止PR	+0.02			
電話受付	<table border="1"> <tr> <td>屋内停電・漏電</td> <td>引越し、 その他のお申し出</td> <td>料金お支払いの お問い合わせ</td> </tr> </table>	屋内停電・漏電	引越し、 その他のお申し出	料金お支払いの お問い合わせ	+0.02
屋内停電・漏電	引越し、 その他のお申し出	料金お支払いの お問い合わせ			
検針	<table border="1"> <tr> <td>計器指示数確認</td> <td>ご使用量のお知らせ投函</td> </tr> </table>	計器指示数確認	ご使用量のお知らせ投函	▲0.01	
計器指示数確認	ご使用量のお知らせ投函				
集金	<table border="1"> <tr> <td>供給停止の通知・施工</td> <td>料金収納、お支払いのお願い</td> </tr> </table>	供給停止の通知・施工	料金収納、お支払いのお願い	▲0.09	
供給停止の通知・施工	料金収納、お支払いのお願い				
電気料金計算	電気料金計算	▲0.02			

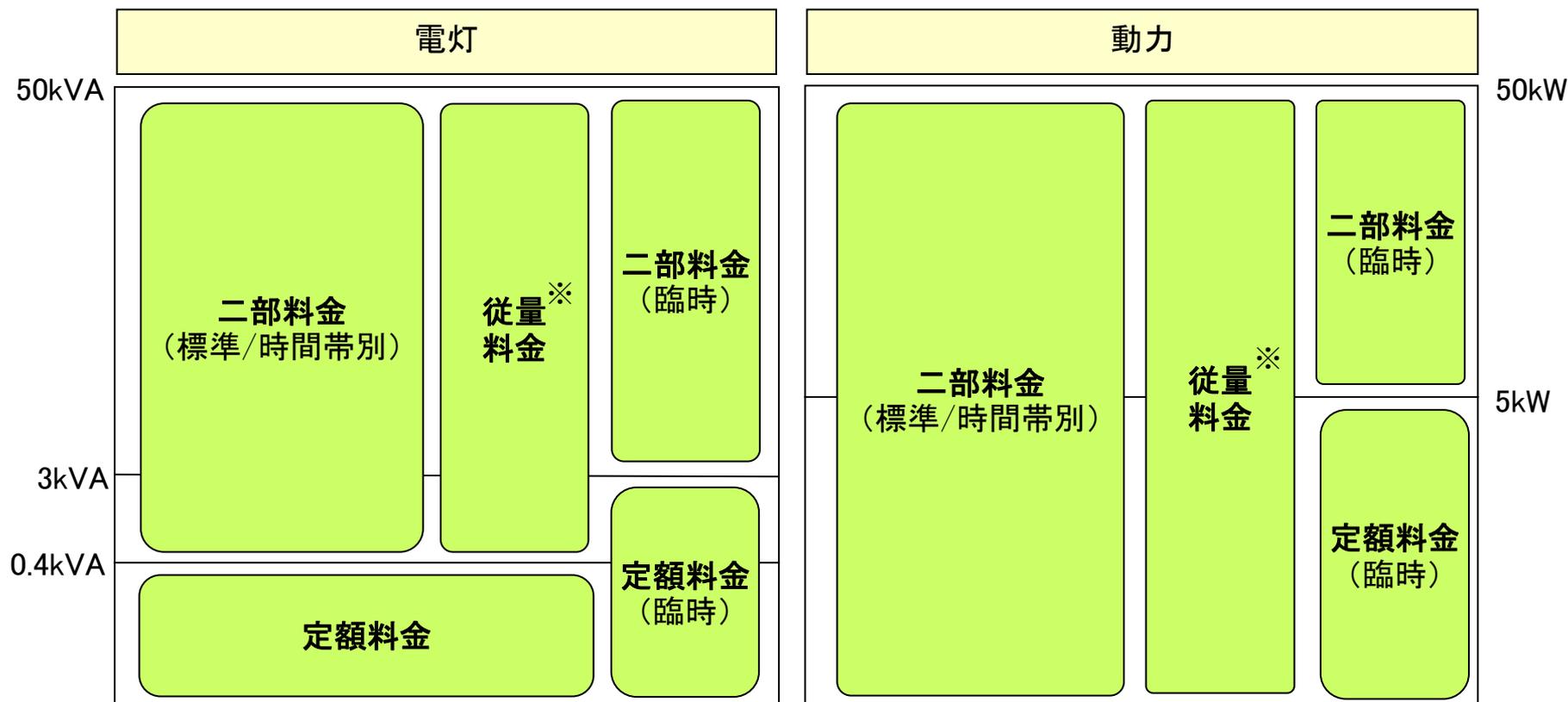
<凡例> 送配電コスト 小売コスト

※本店・支店についても、サポートしている部門の業務量に基づき、送配電・小売に整理しております。
 ※配電部門で行っている設備調査のための出向業務のうち、「温水器等に係る契約調査」業務も、配電(送配電)から営業(小売)への再整理を行っております。

8. 低圧託送供給料金メニューの構成と料金制

<接続送電サービスのメニュー区分>

- 低圧託送供給料金メニューは、供給約款料金や現行の高圧・特別高圧の託送供給料金との整合を踏まえ、次のとおり設定しました。
 - ・ 電灯／動力別に設定
 - ・ 標準／時間帯別(夜間時間22時～8時)等に二部料金を設定
 - ・ 小規模需要に対する定額料金を設定
 - ・ 1年未満需要に対する臨時種別を設定
- スマートメーターの導入を踏まえ、電気の使用実態をより適切に契約電力に反映できる実量契約を設定しました。なお、契約主開閉器の容量に基づき契約容量または契約電力を決定する主開閉器契約の選択も可能となります。



※従量料金については、自己等への電気の供給(自己託送)を希望される場合に適用します。

9. 新たに設定した低圧託送供給料金①

- 今回、新たに設定した低圧託送供給料金は次のとおりとなります。

◆低圧 接続送電サービス料金

(円)

			単 位	料金単価(消費税等相当額含む)	
				新単価	現行単価
電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	36.71	—
		10Wをこえ20Wまで	1 灯	73.41	—
		20Wをこえ40Wまで	1 灯	146.82	—
		40Wをこえ60Wまで	1 灯	220.22	—
		60Wをこえ100Wまで	1 灯	367.04	—
		100Wをこえる100Wまでごとに	1 灯	367.04	—
	小型 機器 料金	50VAまで	1機器	109.63	—
		50VAをこえ100VAまで	1機器	219.26	—
		100VAをこえる100VAまでごとに	1機器	219.26	—
電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	194.40	—
		電流制限器等(60Aまで)・ 主開閉器(6kVA～)契約	10A・1kVA	124.20	—
		電流制限器等契約(5A)	—	62.10	—
		電流制限器等契約(15A)	—	186.30	—
	電力量料金	1 kWh	8.05	—	

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

9. 新たに設定した低圧託送供給料金②

◆低圧 接続送電サービス料金(続き)

(円)

			単 位	料金単価(消費税等相当額含む)	
				新単価	現行単価
電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	194.40	—
		電流制限器等(60Aまで)・ 主開閉器(6kVA～)契約	10A・1kVA	124.20	—
		電流制限器等契約(5A)	—	62.10	—
		電流制限器等契約(15A)	—	186.30	—
	電力量料金	昼間時間	1 kWh	8.95	—
		夜間時間	1 kWh	6.99	—
電灯従量接続送電サービス			1 kWh	11.23	—
動力標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	496.80	—
		主開閉器契約	1 kW	372.60	—
	電力量料金		1 kWh	6.57	—
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	1 kW	496.80	—
		主開閉器契約	1 kW	372.60	—
	電力量料金	昼間時間	1 kWh	7.29	—
		夜間時間	1 kWh	5.71	—
動力従量接続送電サービス			1 kWh	14.71	—

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

9. 新たに設定した低圧託送供給料金③

◆低圧 臨時接続送電サービス料金

(円)

		単 位	料金単価(消費税等相当額含む)	
			新単価	現行単価
電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで	1日につき	3.25	—
	50VAをこえ100VAまで		6.50	—
	100VAをこえ500VAまでの 場合100VAまでごとに		6.50	—
	500VAをこえ1kVAまで		65.04	—
	1kVAをこえ3kVAまでの 場合1kVAまでごとに		65.04	—
電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	10A・1kVA	電灯標準接続送電サービ ス(主開閉器契約)の料金 率を10%割増したもの	—
	電力量料金	1 kWh		—
動力臨時定額接続送電サービス		1 kW/日	99.19	—
動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1 kW	動力標準接続送電サービ ス(主開閉器契約)の料金 率を20%割増したもの	—
	電力量料金	1 kWh		

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

10. 高圧・特別高圧の託送供給料金①

- 高圧・特別高圧の託送供給料金は次のとおりとなります。

◆高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

(円)

		単 位	料金単価(消費税等相当額含む)		
			新単価	現行単価	
高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	388.80	383.40	
	電力量料金	1 kWh	2.54	2.54	
高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1 kW	388.80	383.40	
	電力量料金	昼間時間	1 kWh	2.84	2.84
		夜間時間	1 kWh	2.02	2.02
高圧従量接続送電サービス		1 kWh	8.91	8.82	
ピークシフト割引(高圧)		1 kW	▲231.12	—	
特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	307.80	297.00	
	電力量料金	1 kWh	1.30	1.25	
特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1 kW	307.80	297.00	
	電力量料金	昼間時間	1 kWh	1.40	1.36
		夜間時間	1 kWh	1.11	1.09
特別高圧従量接続送電サービス		1 kWh	6.34	6.12	
ピークシフト割引(特別高圧)		1 kW	▲183.60	—	

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金およびピークシフト割引は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

10. 高圧・特別高圧の託送供給料金②

◆高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金

		単 位	料金単価(消費税等相当額含む)	
			新単価	現行単価
高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kW	高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割増したものの	高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割増したものの
	電力量料金	1 kWh		
特別高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kW	特別高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割増したものの	特別高圧標準接続送電サービスの 料金率を20%割増したものの
	電力量料金	1 kWh		

◆高圧・特別高圧 予備送電サービス料金

(円)

		単 位	料 金 単 価(消費税等相当額含む)	
			新単価	現行単価
高圧	予備送電サービスA	1 kW	65.88	65.88
	予備送電サービスB	1 kW	109.08	109.08
特別高圧	予備送電サービスA	1 kW	46.44	46.44
	予備送電サービスB	1 kW	75.60	75.60

※ 接続送電サービスの種別ごとの基本料金および予備送電サービス料金は、ひと月あたりの料金単価となります。

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

◆主な低圧小売契約メニューのお支払額と託送料金相当額(モデルケース試算)

小売契約メニュー	1ヶ月の使用量	電気料金お支払額	託送料金相当額
従量電灯B 30アンペア	300kWh	8,258円 (474円)	2,787円
従量電灯C 12キロボルトアンペア	1,000kWh	31,470円 (1,580円)	9,540円
3時間帯別電灯 10キロボルトアンペア (通電制御型蓄熱式機器 2キロボルトアンペア)	760kWh (デイ 78kWh @ホーム 296kWh ナイト 386kWh)	17,632円 (1,200円)	7,067円
低圧電力 8キロワット 力率：90%	530kWh	17,434円 (837円)	6,462円

※電気料金お支払額には、燃料費調整額を含めておらず、平成27年5月分以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めており、口座振替割引(低圧電力は除く)を反映しています。

※電気料金お支払額のカッコ内は再生可能エネルギー発電促進賦課金の再掲です。

※電気料金お支払額および託送料金相当額には、消費税等相当額を含みます。

※3時間帯別電灯には、全電化住宅割引および通電制御型蓄熱式機器割引(ともに新規の適用は終了しております)を反映しています。

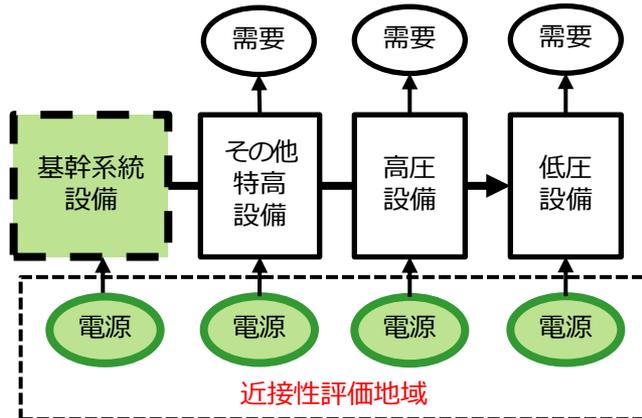
※低圧電力の電気料金お支払額は、「その他季」の電力量料金単価で算定しております。

11. 近接性評価割引制度の見直し ①

- 従来は、連系電圧が高圧以上の電源かつ一定の地域で発電された電気を対象とし、当該発電によって一般電気事業者が発電した電気に係るロスの低減を評価し、接続供給の料金から割引を行っておりました(エリア内の託送利用に限る)。
- 今回の見直しにより、低圧に連系する電源を対象に追加するとともに、以下の評価に基づき割引単価を設定し、割引対象地域を設定しました。
- なお、近接性評価割引は、「近接性評価地域に立地する電源を、卸取引を通じて自ら利用する意思をもつ系統利用者に対する割引」と考えており、近接性評価地域に立地する電源を卸取引で調達する旨の意思表示を、調達計画を通じて明示していただくことが割引の前提と考えております。従いまして、転売を通じた調達や取引所取引のうち匿名取引については、上記前提を満たしていないと考えられるため、割引対象外としております。

投資抑制に係る評価

近接性評価地域の電源に係る電気を受電し、接続供給を利用することにより、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることを評価し、基幹系統に係る減価償却費相当分を割り引きいたします。

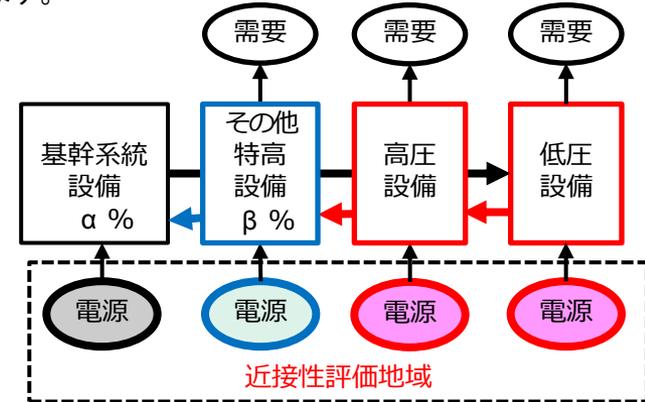


・基幹系統に係る減価償却等相当をkW価値で補正し割引

・基幹系統に連系する電源は、特高に連系する電源の半分を評価。

ロス低減に係る評価

近接性評価地域の電源に係る電気を受電し、接続供給を利用することにより、基幹系統を通じて需要者に電気を届けるまでの追加的に発電を求めているロス分について不要とみなし、上位系統のロス分に係る電氣的価値を割り引きいたします。



- ・特別高圧に連系する電源はα%のロス率を割引(基幹系統に連系している電源を除く)
- ・高圧および低圧に連系する電源は(α+β)%のロス率を割引

	単位	新単価	現行単価
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1kWh	62銭	高圧 特別高圧 5銭
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合	1kWh	31銭	
受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合	1kWh	16銭	

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

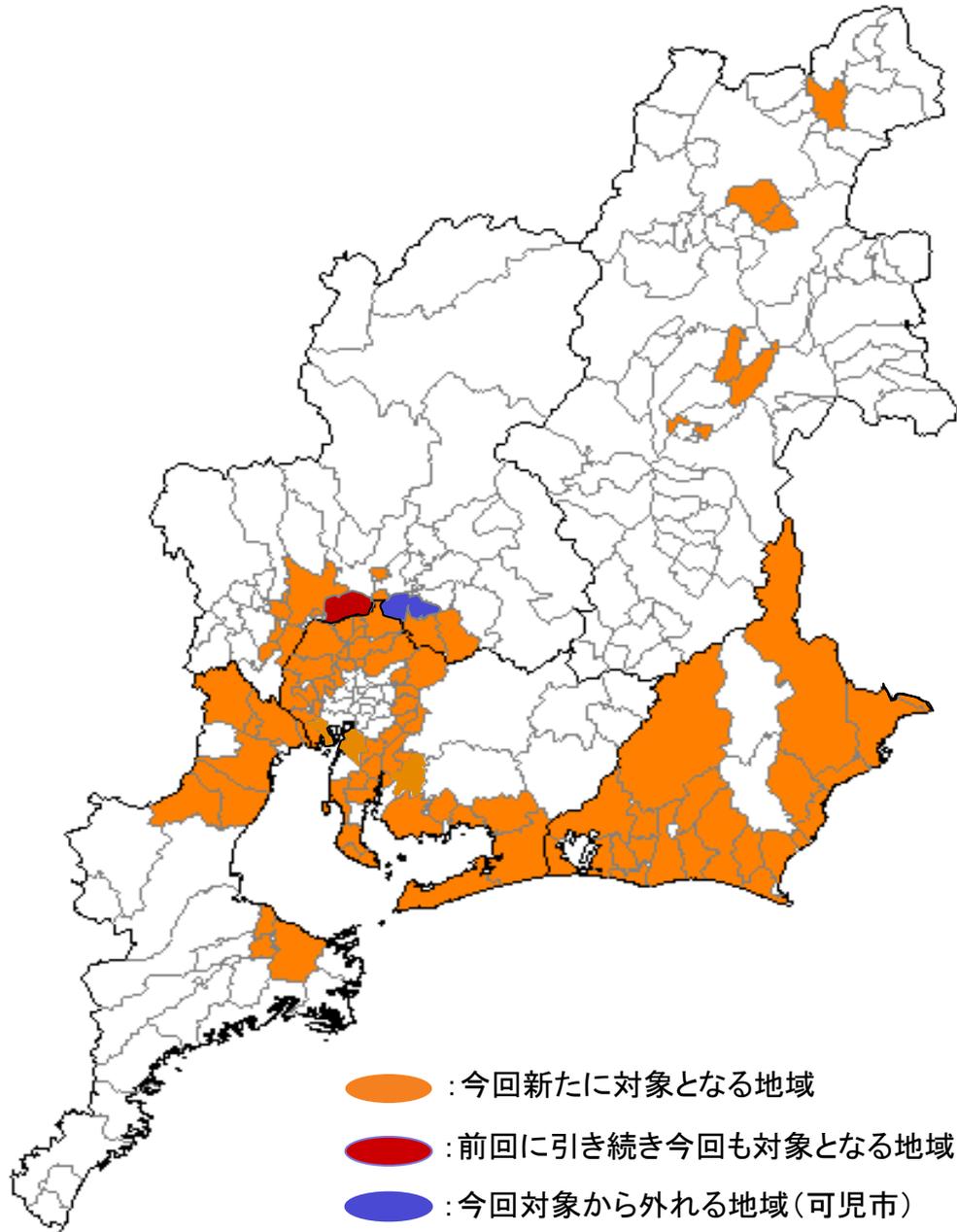
- 前項でお示しさせていただいたとおり、投資抑制に係る評価およびロス低減に係る評価にもとづき、近接性評価割引の単価見直しを行いました。
- 投資抑制に係る評価については、基幹系統よりも下位の電圧に電源が接続されることで基幹系統設備に係る投資の抑制が見込まれることを評価するものであるため、特別高圧、高圧、低圧いずれの電圧で接続される電源も同様に評価ができるものと考えております。
- ロス低減に係る評価については、上位系統のロス分に係る電氣的価値を割り引くものであるため、特別高圧に連系する電源であれば、その上位である基幹系統のロス、高圧・低圧に連系する電源であれば、その上位である基幹系統および特別高圧のロス分に係る電氣的価値を評価できるものと考えております。
- なお、基幹系統に連系する電源は、基幹系統設備を使用することとなるため、投資抑制に係る評価およびロス低減に係る評価のいずれも対象とならないと考えられますが、一方で基幹系電源であっても潮流改善効果が見込める電源もあるとも考えられます。
- しかしながら、いずれかに画一的に決めきれるものではないため、面的な評価として、特別高圧電源の評価の1/2といたしました。

◆近接性評価割引の対象地域選定

- ・現行の対象地域は、岐阜県可児市および各務原市を設定しております。
- ・今回は、次の考え方にに基づき対象地域を選定しました。

- ①当該市町村の需要量(当該市町村に所在の需要者の年間電気使用量の合計)が当該市町村の発電量(当該市町村に所在の発電者の年間発電電力量(自家消費分を除く)の合計)を上回る地域であること。
- ②当該市町村の需要密度(需要者の年間電気使用量の合計/面積)が当社供給区域の需要密度を上回る地域であること。
- ③上記①②のいずれの条件も満たす市町村から、当社ホームページにて公表している「系統マッピング」において、「熱容量面から特別高圧システムの対策工事が必要となる地域」を含む市町村を除外。

その結果、地図で示した地域(86市町村)が対象地域となります。



12. インバランス料金制度の見直し

- 同時同量を達成できない場合に発生する差分の料金(インバランス料金)について、制度設計WGの整理のとおり、所定の料金単価を使用する現行の仕組みから、卸電力取引所の市場価格に連動する仕組み(市場価格を基準に全国の需給状況や各エリアの調整コストを考慮して単価を増減する)へ見直しました。

第8回制度設計WG資料より抜粋

- 前ページの基本的考え方に立脚し、改革の第2段階においては、以下の式で計算される価格をインバランス精算に用いることとしてはどうか。

インバランス料金の算定式(案)

$$\text{インバランス精算単価} = \text{スポット市場価格と1時間前市場価格の30分毎の加重平均値(注)} \times \alpha + \beta$$

(注)1時間前市場の厚みが乏しい状況では主にスポット市場の価格によって決まることとなる。また、1時間前市場については変動する価格を考慮した上で加重平均。

α : 系統全体の需給状況に応じた調整項

【趣旨】インバランス料金が予見しにくい仕組みとすることにより、計画遵守のインセンティブを持たせる。

30分ごとの需給状況によって、事後的にいずれかに決まる。

- ・全国大でのインバランスが不足の場合: $\alpha_1 > 1$
- ・全国大でのインバランスが余剰の場合: $0 < \alpha_2 < 1$

〔個々の系統利用者が不足か余剰かによるインバランス料金の値差は生じない。〕

β : 各地域ごとの需給調整コストの水準差を反映する調整項

【趣旨】需給調整コストの水準が地域によって異なる点をインバランス制度において一定程度反映する。

$$\beta = \text{当該エリアの年平均の需給調整コスト} - \text{全国の年平均の需給調整コスト}$$

(備考)インバランスの発生状況など制度導入の効果や今後の市場動向によっては、インバランス抑制のインセンティブへの需給状況の反映、価格の予見性や妥当性・透明性といった観点から、必要に応じ算定式やパラメーターの見直しを行うことも考えられる。